

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年3月4日(2010.3.4)

【公表番号】特表2009-523155(P2009-523155A)

【公表日】平成21年6月18日(2009.6.18)

【年通号数】公開・登録公報2009-024

【出願番号】特願2008-549881(P2008-549881)

【国際特許分類】

A 01 N	59/00	(2006.01)
C 11 D	3/39	(2006.01)
C 11 D	1/75	(2006.01)
C 11 D	1/34	(2006.01)
C 11 D	1/90	(2006.01)
A 01 P	3/00	(2006.01)
A 01 N	25/02	(2006.01)

【F I】

A 01 N	59/00	A
C 11 D	3/39	
C 11 D	1/75	
C 11 D	1/34	
C 11 D	1/90	
A 01 P	3/00	
A 01 N	25/02	

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月12日(2010.1.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

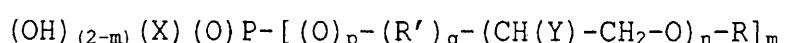
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

0.05～5.0重量%の濃度の過酸化水素及び0.01～6.0重量%の濃度の式1

【化1】



に従う構造を有する化合物又はその塩を含む組成物を殺生物性組成物として使用する方法であって、

XがH又はOHであり；夫々のYが独立にH又はCH₃であり；mが1及び2であり；夫々のp及びqが独立に0又は1であり、但し pが0である場合にはqが1であり；夫々のnが独立に2～10であり；夫々のR'が独立に、1～18の炭素原子を有するアルキレン基であり；夫々のRが独立にH又は1～18の炭素原子を有するアルキル基であり；かつ、R'の炭素数の合計20である前記方法。

【請求項2】

式1に従う構造を有する化合物が、mが1である化合物とmが2である化合物との混合物であり、該混合物の少なくとも50%を、mが1である化合物が構成する、請求項1に記載の方法。

【請求項 3】

式 1 に従う構造を有する化合物が、m が 1 である化合物である、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 4】

X が OH でありかつ Y が H である、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 5】

n が 2 ~ 8 である、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 6】

R' と R の炭素数の合計が 4 ~ 18 である、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 7】

R' と R の炭素数の合計が 4 ~ 12 である、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 8】

R' 及び R が直鎖基である、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 9】

p が 1 でありかつ q が 0 である、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 10】

過酸化水素と式 1 に従う構造を有する化合物との間の重量比が、10 ~ 0.1 であるよう
に、過酸化水素と式 1 に従う構造を有する化合物との濃度が選ばれる、請求項 1 ~ 9 のい
ずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 11】

該組成物が、1 . 5 ~ 7 の pH を有する、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の方法。

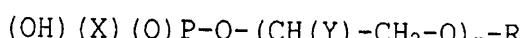
【請求項 12】

消毒活性及び / 又は殺菌活性が、好ましくは洗浄活性及び / 又は漂白活性及び / 又は防腐
活性と組合せて、必要とされるところの任意の目的の為の、請求項 1 ~ 11 のいずれか 1
項に記載の方法。

【請求項 13】

0.05 ~ 50 重量 % の濃度の過酸化水素と 0.01 ~ 60 重量 % の濃度の式 2

【化 2】



に従う構造を有する化合物又はその塩とを含む組成物であつて、

X が H 又は OH であり、Y が H 又は CH₃ であり、n が 4 ~ 6 であり、かつ R が 4 ~ 18
の炭素原子を有するアルキル基である、前記組成物。

【請求項 14】

R が、4 ~ 12 の炭素原子を有するアルキル基である、請求項 13 の組成物。

【請求項 15】

R が直鎖アルキル基である、請求項 13 又は 14 に記載の組成物。

【請求項 16】

消毒活性及び / 又は殺菌活性が、好ましくは洗浄活性及び / 又は漂白活性及び / 又は防腐
活性と組合せて、必要とされるところの任意の目的の為に、請求項 13 ~ 15 のいずれか
1 項に記載の組成物を使用する方法。